

障害福祉人材確保・職場環境改善等事業の交付率について

- 現行の福祉・介護職員等処遇改善加算等と同様、障害福祉サービス等種類ごとに、福祉・介護職員数に応じて設定された一律の交付率を障害福祉サービス等報酬に乗じる形で各事業者に交付。福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり54,000円に相当する額。
- 過誤調整等の影響を避ける観点から、原則として、令和6年12月（1月審査）分のサービスに交付率を乗じる。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。（令和7年4月以降の新規事業所は対象外）

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 居宅介護 ▪ 重度訪問介護 ▪ 同行援護 ▪ 行動援護 ▪ 重度障害者等包括支援 	12.7%	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 就労移行支援 ▪ 就労継続支援A型 ▪ 就労継続支援B型 ▪ 就労定着支援 ▪ 自立生活援助 	5.5%
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生活介護 	7.2%	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 共同生活援助(介護サービス包括型) ▪ 共同生活援助(日中サービス支援型) ▪ 共同生活援助(外部サービス利用型) 	9.4%
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 施設入所支援 ▪ 短期入所 ▪ 療養介護 	13.6%	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 児童発達支援 ▪ 医療型児童発達支援 ▪ 放課後等デイサービス ▪ 居宅訪問型児童発達支援 ▪ 保育所等訪問支援 	9.6%
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 自立訓練(機能訓練) ▪ 自立訓練(生活訓練) 	7.9%	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 福祉型障害児入所施設 ▪ 医療型障害児入所施設 	16.6%

※ 地域相談支援、計画相談支援、地域定着支援、障害児相談支援は交付対象外。

※ 対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。